

別紙 1 公共事業等景観形成指針

第 1 目的

県土の景観は、公共的空間と私的空間における景観形成活動により形成されるが、とりわけ公共的空間は人々の活動や触れ合いの多い空間であり、地域の環境を形成する上で極めて大きな役割を有しており、公共的空間における公共事業等の実施に当たっては、地域に応じた景観的配慮を行い県土の景観形成を図る上で先導的役割を担う必要がある。

このため、県土の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について景観形成のための指針を定めるものとする。

第 2 適用の範囲

この指針は、県下で実施される第 5 に掲げる施設の公共事業等について適用するものとする。ただし、景観形成のための配慮の度合いについては、地域の実情や景観形成に及ぼす影響を勘案し、適切な適用に努めるものとする。

第 3 基本的事項

県下で行われている公共事業は、広範多岐にわたっており、この公共事業の在り方が県土の優れた景観形成にとって、大きな役割を果たすものと考えられる。

したがって、公共事業等について、県土の景観形成を図る上での基本的な事項は、次のとおりとする。

- 1 公共事業、公共施設の建築等に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。
- 2 地域の個性を生かした文化の香り高いものを目指す。
- 3 周囲との調和及び事業間の境界領域における調和に配慮する。
- 4 親水・親緑空間について配慮する。
- 5 将来の維持管理について配慮する。

第 4 共通事項

施設別景観形成指針の共通事項は、次のとおりとする。

1 のり面

のり面は、地形、視点場等を考慮して、できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、緑化に努める。なお、安全上やむを得ず発生するのり面覆工については、できる限り緑化に努め、周辺との調和に配慮する。

2 擁壁

擁壁の形態は、周辺と調和するように配慮するものとし、材料はできるだけ自然

と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。

3 護岸

護岸の構造及び形態は、地域の特性を生かした親水空間の確保や周辺との調和に配慮したものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。

4 防護柵

防護柵の構造、形態及び色彩については、周辺の景観と調和したものとし、必要に応じて柵の周辺については緑化に努める。

5 舗装

舗装は、画一化せず、それぞれ周囲の状況や用途に応じた素材の活用等周辺の景観と調和したものとするよう配慮する。

6 標識・公共広告物

設置数や場所の適正化を図り、整理統合に努めるとともに、形態、意匠及び色彩は周辺に調和するよう配慮する。

7 照明施設

形態、意匠及び色彩については、落ち着いたものとするとともに、周辺との調和に配慮する。

8 緑の保全と緑化

- ・ 良好な空間をつくるため、植栽に当たっての樹種の選定や配置については、地域の個性を生かしたものとし、周辺の景観に配慮する。
- ・ 良好な景観を形成している樹木等は、できるだけ伐採せず修景に生かすものとし、やむを得ない場合は、その周辺に移植するよう努める。

9 景観に配慮した占用行為

道路敷地その他公共用地での工作物（電柱、広告物等）の占用行為にあつては、周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

10 維持管理

公共の建築物、工作物及び樹木等の維持管理については、周辺の景観に調和するよう努める。

第5 施設別景観形成指針

1 道路

道路は、安全で快適な通行環境の確保を図ることを目的としているが、沿道には自然、田園、町並みなど多種多様な景観が広がり、県土の景観形成の重要な骨格をなしている。

特に都市部の道路にあつては、沿道の建築物、広告物等における景観配慮が重要

であり、沿道の町並みと調和のとれた道路構造や緑を生かした道路景観に配慮する。

なお、都市間や地域内道路にあっては、のり面及び防護柵の景観的配慮や余裕地における植栽等に配慮し、周辺の集落、田園、山等と調和のとれた緑豊かな道路の景観形成を図る必要がある。

(配慮事項)

(1) 路線の選定

都市間や地域内道路の路線選定において、良好な景観を損なわないようにするとともに、長大のり面などの構造物ができる限り目立たないような路線選定を行い、周辺の景観に配慮する。

(2) トンネル

路線の一部をトンネルとする場合の坑口の構造及び形態は、周辺との調和に配慮したものとする。

(3) 高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁の意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(4) 交差点

交差点における信号機柱、標識、電柱、照明施設等については、可能な限り整理統合し、周辺の景観に配慮する。

(5) 歩道及び自転車道

- ・ 植樹柵の形態、意匠及び色彩については、個性と統一性を持たせる。
- ・ ストリートファニチュア等の設置に当たっては、形態、意匠及び色彩について、周辺の景観に配慮する。

(6) 歩道橋

形態、意匠及び色彩は、周辺と調和のとれた個性あるものとし、橋の取付部等は、必要に応じて緑化するよう努める。

(7) 緑の保全と緑化

- ・ 都市部の道路にあっては、可能な限り連続した植樹帯を設け、その他の地域の道路にあっても必要に応じて植樹帯等で緑化を図る。また、中央分離帯や交通島についてもできるだけ緑化するように努める。
- ・ 都市間や地域内道路にあっては、ポイントとなる地点や余裕地は、ポケットパークとして緑化修景し、憩いの空間を創造するように努める。

2 橋りょう

橋は、その地域のシンボルとして景観形成上重要な施設である。

橋は、人や車の通行だけでなく、水に浮かぶ風景としての役割を演じ、水や緑、周囲の町並みと調和のとれた個性あるものとする必要がある。

(配慮事項)

(1) 橋りょう本体

橋の構造、意匠、素材及び色彩については、地域の特性を生かすよう配慮するとともに、周辺との調和にも配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

意匠や色彩については、個性的であるとともに、橋りょう本体との調和に配慮する。

(3) 橋の保存及び改修

良好な景観形成要素となっている伝統ある橋については、できる限りその保存に努めるとともに、架け替えにあたっては、歴史的背景や利用形態を把握して周辺の景観との調和が図られるものとする。

(4) 緑の保全と緑化

橋のたもとには、できるだけ緑化を図る。

3 河川

河川は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水及び利水の両面から私達の生活に大きな利便や影響を与えてきた。

また、河川は、動物及び植物の生息の場としても重要であり、自然環境を保全しながら、潤い、やすらぎのある緑豊かな親水空間としての河川の景観形成を図る必要がある。

(配慮事項)

(1) 護岸

構造及び形態は、地域の特性を生かしたものとし、治水上支障のない範囲において親水、緑化、生態系保全を図るように配慮し、特にポイントとなる素材については、周辺の景観に調和するよう配慮する。

(2) 高水敷の利用

高水敷は、積極的に緑化を図るとともに、河川と人が触れ合う場所として高水敷を利用した広場や公園化などに配慮する。

(3) 樋門

形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

(4) 緑の保全と緑化

堤防ののり面には、安全上支障がない範囲においてできる限り緑化を図るものとする。

4 ダム・堰堤（砂防・治山）

ダム・堰堤は、治水、利水、治山を始めとして、広く流域の住民生活に大きな影響を与え、自然の中の人工構造物として、自然との調和に配慮する必要がある。

なお、貯水ダムにあっては、景観形成の観点からダム周辺の緑化を図り、レクリ

エーション機能としての休憩施設、親水施設、遊歩道を整備し、人々に潤い、やすらぎを与える場所の一つとして周辺の景観と調和するよう配慮する必要がある。

(配慮事項)

(1) 位置及び形式

位置や形式については、できる限り周辺の自然景観に溶け込むよう配慮する。

(2) のり面及び擁壁

景観上大きな要素となるダム周辺や堰堤ののり面及び擁壁の周囲については、できる限り緑化や植栽に努める。

(3) 緑の保全と緑化

緑と水辺を創造するため、ダム周辺の余裕地等には質の高い植栽や公園化など親水空間に配慮する。

5 港湾・漁港

港湾・漁港は、その規模や機能は多様であり、様々な人々の出入りする地域の玄関口や経済の重要な拠点となるものが多い。

それぞれの港は、地域ごとの個性や情緒を持っており、その中に立地する人工構造物については、これらの個性や情緒を尊重し、人々ができるだけ水に親しむことのできる構造とするとともに、余裕地については緑化や公園化を図り、人々の憩いの空間づくりをする必要がある。

(配慮事項)

(1) 港の施設（防波堤、岸壁、堤防等）

港の施設は、周辺環境を考慮し、親しみやすい構造となるよう配慮する。

(2) 建築物

待合所等を始めとする建築物の意匠及び色彩については、周辺との調和に配慮し、周囲はできる限り緑化に努める。

(3) 緑の保全と緑化

港湾及び漁港の区域内の余裕地には、できる限り周辺景観との調和に配慮した植栽を行い、公園化を図る。

6 海岸

海岸は、漁業を始めとする生産活動や、海洋レクリエーションの場として、人々が雄大な自然との触れ合いや心に潤いを求めることのできる場所となっている。

また、海岸は、動物や植物の生息の場としても重要であり、自然海岸の保全に努めるとともに、人工海岸の構造物の築造に当たっては、景観上の配慮や緑を生かした親水空間として整備していく必要がある。

(配慮事項)

(1) 堤防

堤防の構造や前面に設置される消波ブロック等については、周辺との景観に調

和するよう配慮する。

(2) 護岸

海と親しむ護岸とするため、人々が憩う所では、できるだけ階段、緩勾配等の親水護岸とし、併せて海浜遊歩道等の整備も配慮する。

(3) 海浜

自然海浜は、できるだけ残すようにするとともに、海浜公園や海洋レクリエーションとしての人工海浜の整備については、周辺の景観に配慮する。

(4) 緑の保全と緑化

海岸区域内の余裕地や堤防の安全上支障がないと認められるのり面等については、できる限り緑化や植栽などを図り、憩いの空間を創造するよう努める。

7 都市公園等

都市公園等は、日常生活や地域コミュニティの場として地域住民と密着した公園にするとともに、地域の自然や文化を生かしたものとして整備していく必要がある。

また、公園は、地域環境の一部を形成するものであり、周囲との調和や連続性を考慮した公園づくりが必要である。

(配慮事項)

(1) 地域性を生かした公園

自然、歴史や文化を生かした個性ある公園づくりに努める。

(2) 施設

遊具、休憩施設、園路、広場等に使用する材料は、できる限り自然素材に配慮し、意匠及び色彩については、周辺の景観に配慮する。

(3) 建物

公園内に設ける建物等の形態、意匠及び色彩については、地域の特性を生かした個性あるものとし、周辺との調和に配慮する。

(4) 垣、柵

材料は、できるだけ生け垣や自然素材を用いることとし、必要に応じて隣地との連続性を損なわないような位置及び意匠とするよう努める。

(5) 緑の保全と緑化

周縁部の植栽については、街路樹等との調和を図るとともに、周辺の景観との連続性を確保した植栽に配慮する。

8 公共建築物

公共建築物は、行政サービス施設を始めとして、集会施設、学校施設、公共住宅、処理施設など様々な施設があり、多くの人々が訪れ、また集まる所である。これらの公共建築物は、開放的で明るく、気軽に入れると同時に、建物は、敷地境界線から極力後退させ、公共空間を広く利用し、敷地全体が公園的な景観となるような緑

あふれる、潤いとやすらぎに満ちた施設とし周囲の景観に配慮する必要がある。

(配慮事項)

(1) 建築物

・ 配置

建物の配置は、道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とし、敷地内にある樹姿、樹勢が優れた樹木は、修景に生かすよう配慮する。

・ 意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

また、外壁、屋上等に設ける設備は露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。

・ 色彩

色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

・ 材料

外装に使用する材料は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

・ 敷地の緑化

敷地内は、極力緑化に努める。なお、建築物と周辺景観との調和を図るため、樹種の選定や樹木の配置を考慮した植栽を行うよう努める。

(2) 門及び塀

・ 位置

道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とする。

・ 意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

・ 色彩

色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

・ 材料

周辺の景観と調和するような材料を使用すること。なお、道路に面して設ける塀は、可能な限り樹木（生け垣）を使用するよう配慮する。

・ 緑化

塀の周囲については、極力緑化に配慮する。

(3) 附帯施設（ゴミ焼却炉、ゴミ置場、浄化槽等）

・ 位置、意匠、色彩、材料、緑化

附帯施設の位置、意匠、色彩及び材料については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、周囲については、極力緑化に努める。